

掲 示 (寫)

- ㊦ 軍備縮少ニヨリ解雇スルコトアル場合ハ關東民間同業者ニ劣ラザル手當ヲ支給ス
- ㊧ 本年中ハ會社ノ都合ニヨリ解雇スルコトナシ、猶ホ少クトモ定時間ノ就業ヲ持續セシムル故安ンジテ業務ニ勉勵セラレタシ
- ㊨ 老衰若クハ疾病其職ニ堪ヘズシテ退職ヲ申出デ當社之ヲ認メタル場合ノ退職手當ハ一ケ年以上勤續者ニハ最低、日給三十日分ヲ支給シ、以上勤續年數ニヨル増加支給率等ハ近ク規則トシテ一般ニ發表ス

大正十一年二月二十四日

横濱船渠株式會社